

プレコンセプションケア推進事業実施業務仕様書

1 委託業務名

プレコンセプションケア推進事業実施業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

性別を問わず、若い世代が自らの性と健康に関する科学的・医学的根拠に基づく情報を得て、妊娠・出産を含めた将来のライフデザインや健康管理について主体的に考えることができる環境を整えることが重要である。

一方、「もっと早くに出産していれば」「正しい知識を得ることが難しかった」という子育て世帯当事者の声に示されるように、必要な情報が適切なタイミングで届いていない現状がある。

本事業は、性や健康に関する情報を「自分事」として捉える機会を創出し、一人一人が自分の将来や健康について自らの意思で考え、希望するライフスタイルを実現するための一助となることを目的とする。

4 業務内容

プレコンセプションケア推進に関する啓発媒体の作成を行う。

具体的な内容としては以下の通りである。

(1) 啓発動画の企画・制作

- ・プレコンセプションケアやヘルスケアに関する動画を作成する。

内容：中学校や高等学校の授業で活用できる、将来のライフデザインの構築に必要なとなるプレコンセプションケアの基本を啓発する動画でアニメーション等を効果的に活用した動きのあるもので、テーマや構成、詳細な内容は委託業務の目的（プレコンセプションの普及啓発）に沿い、発注者と受注者で協議により決定する。

構成：一般啓発向けの5分程度の動画1本と授業での活用向けの10分程度の動画1本、計2本

納期：令和9年2月26日（金）まで

その他：データでの納品（学校等での活用のほか、SNSや特設サイト等で一

般に公開することができるようサムネイル等の作成も含む)

その他：内容や文言については、本市で採用している保健の教科書に準拠している形とする。

## (2) リーフレットの作成に関すること

### ・リーフレットの構成・内容に関する支援 等

内容：結婚や就職等のライフステージに向けて、若者が自分たちのライフスタイルの選択に必要なプレコンセプションケアを推進できるような啓発と笠岡市におけるライフスタイルをイメージできるような施策紹介

形式：両面カラーの三つ折り（用紙サイズ：A4）

紙質：コート紙 90K

印刷：・カラー（背景，文字，イラスト等）

・配置，デザイン等業者作成

・配置，デザイン等は，このチラシのターゲットに最適に伝わるよう担当課と綿密に協議して作成すること。初回打合せ時に別途指示しますので，担当課と協議の上，デザイン及びレイアウト作業を行うこと。

部数：20,000部

校正：内容校正は3回以上，色校正を2回以上行うこと。なお，本紙による色校正を1回以上行うこと。

納期：令和8年11月30日（月）

その他：データでの納品も行うこと

イラスト調など，若者の興味・関心を惹くようなデザインであること

## 5 成果品

本業務における成果品は，当市の指定する期日までに，笠岡市子育て支援課に納品するものとする。あわせて，電子データ一式（Word，Excel，PDF等）をCD-ROMにて納品すること。

## 6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。受託者は，委託契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を報告すること。

## 7 著作権

委託業務に関連して作成された成果物（動画，画像，チラシ等デザイン，テキスト

等)に係る著作権は、受注者に帰属するものとする。

発注者は、委託業務の目的（プレコンセプションケアの普及啓発）を達成するために必要な範囲内において、本件成果物を利用できるものとする。

また、その利用許諾期間は、医療情報等の正確性を担保する観点から、委託業務の委託期間終了から2年間とし、最新の医療知見等に基づいた内容の再確認及び利用継続の可否について両者で協議を行うものとする。

発注者は、受注者から納品を受けたデザインデータについて、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内において、発注者が作成するチラシ、ポスター、啓発物品、各種広報誌及びホームページへ無償で転載・利用できるものとする。

## 8 協議・打合せ

- (1) 本業務の市の担当課は、こども・健康福祉部子育て支援課とする。本業務の連絡調整については、緊密に行うこととし、当課からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援をするものとする。
- (2) 担当者は、業務の円滑な進行のため、常に当市職員と密接な連絡を取り、必要に応じて打ち合わせを行うこととする。
- (3) 契約締結後、速やかに作業工程を作成し、作業計画について事前協議しなければならない。

## 9 その他

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。

ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、笠岡市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

本業務を処理するために個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うも

のとする。また、委託業務の履行に関し、受注者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受注者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について発注者と受注者で協議の上定めるものとする